

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成 17 年 11 月 14 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年2月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「新規公開株の顧客への配分のあり方等に関するワーキング・グループ」において、新規公開株式のブックビルディングを通じた配分先の決定及び価格のあり方等について精力的に検討を行い、ワーキング・グループでの検討の結果を報告書（「新規公開株の配分のあり方及び価格決定等について」）として取り纏めたところである。

同報告書では、今後の対応として、本協会の理事会決議に新規公開株の配分において抽選制度を導入すること、各協会の配分に関する基本方針はできる限り具体的に投資家に分かりやすく記載すること等を義務付けること等が提言されたところであるが、これを実現するために「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部について、以下のとおり所要の改正を行うこととした。

項 目	内 容	備 考
1. 見直しの概要 (1) 新規公開の際の抽選制度の導入	・ 新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、自社が個人顧客に配分を行う予定数量の10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。 ・ 抽選に付す割合及び抽選の具体的な取扱いについては、各社が定める基本方針及び社内規則に規定するものとする。なお、抽選に付した数量の記録は、5年間保存するものとする。 ・ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合等、合理的な理由がある場合には、抽選割合を変更すること又は抽選を行わないことができるものとする。その場合、当該理由についての記録を5年間保存するものとする。	・ 抽選は、国内の証券取引所に上場する株券のみを対象とする。 ・ 抽選は、協会の本店等において協会各社が抽選の対象としたすべての個人顧客を各社が定める抽選の取扱いに従い、一括して行われるものであること。 ・ 抽選の対象は、原則として個人投資家とする。

項 目	内 容	備 考
(2) 集中配分等の禁止	・ 新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、広く公正な配分が行われるよう、特定の顧客に対し過度な集中配分を行ってはならない旨及び不公正な配分を行ってはならない旨を規定する。 ・ 上記の未然防止のため、抽選によらない配分を行うに当たって、配分上限数量の設定等、具体的な方法を社内規則に規定し、基本方針等において公表するものとする。	・ 抽選によらない一人当たりの配分数量の平均は、抽選による一人当たりの配分数量の平均の10倍程度に留めることを基本とする。
(3) 基本方針及び社内規則の記載の充実	・ 配分に関する基本方針の策定に当たっては、上記(1)及び(2)で規定することとした内容に加え、各社の配分に関する考え方、配分方法等について、できる限り具体的に顧客にとって分かりやすく規定するものとする。 ・ 社内規則の策定に当たっては、上記(1)及び(2)で規定することとした内容に加え、各社における配分方法、管理体制等について、できる限り詳細かつ具体的に規定するものとする。	・ 基本方針、社内規則及び社内規則の概要については、参考事例を改訂する。
(4) その他	・ 新規公開株の配分状況の本協会への報告は実際に配分先を決定した協会員が報告するものとする。 ・ 上記配分状況の報告については、抽選による配分とそれ以外の配分とに分けた上で、銘柄毎の配分状況等を一ヶ月分まとめて払込期日の属する月の翌々月に本協会に報告するものとする。 ・ 本協会では、報告された内容のうち、協会員毎の銘柄別の配分株数及び配分分布状況等に係るデータを報告のあった翌月に本協会のホームページにおいて公表する。	・ 現在は引受けを行った会員のみが四半期毎に報告している。 ・ 本協会への報告は、所定の様式により行うものとする。

項 目	内 容	備 考
2. 施行日	・ その他所要の整備を行う。 ・ この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議が行われた発行会社の株券等の配分から適用する。 ・ この改正に伴い、配分に関する基本方針、社内規則及び社内規則の概要を改正する場合は、この改正の施行日までに当該基本方針、社内規則及び社内規則の概要を本協会に届け出なければならない。	・ 施行日は、遅くとも、本理事会決議の改正の公表後 6 ヶ月以内とする。

内容に関する問い合わせ先：日本証券業協会

エクイティ市場部 担当：平田、佐々木、水野 (TEL:03-3667-8480)

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成 17 年 11 月 14 日から平成 17 年 12 月 13 日午後 5 時 00 分まで (必着)

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(注) 住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。